

(案)

資料 4

平成25年1月 日

飯山市長 足立 正則 様

飯山市国民健康保険運営協議会
会 長 岸田 勉

飯山市国民健康保険税の課税額について(答申)

平成24年11月26日付市環第144号で諮問のありました飯山市国民健康保険税の課税額の課税額について、慎重に審議を行った結果を次のとおり答申します。

記

- 1 飯山市国民健康保険税額(総額)を1億円程度増額することについて
- 2 国民健康保険税における「負担区分(応能・応益割合)」の見直しについて
- 3 国民健康保険税における「資産割税率」の見直しについて
- 4 増額分を「医療保険分」及び「後期支援分」へ配分することについて
- 5 上記における見直し(改定)時期を、平成25年4月1日とすることについて